

※  
弁護士業務委員会主催  
2005・10・21(金)

# 組織内弁護士の座談会

第1回  
全3回連載予定

※2006.8.30「弁護士業務センター」に改称

## 座談会の趣旨

弁護士業務委員会では2004年から、企業内弁護士、組織内弁護士についての座談会を継続して催しており（本誌2004年12月号～2005年2月号、2005年10月号～12月号掲載）、これがシリーズの最終回になります。この座談会の主な目的は、組織内や企業内で働いている弁護士がいったい何をやっているのか、情報発信がまだ十分なされていないという認識から、司法制度改革の中、弁護士増員3,000人時代を迎えていろいろな組織の中で弁護士が活躍できることを広く示したいということです。

組織内弁護士は、2005年7月1日時点で日弁連が把握している人数では金融庁に32名、法務省民事局6名、外務省5名、内閣府国民生活局3名、法務省東京法務局総務部2名、特許庁1名、東京都総務局法務部総務室に1名、合計50名であります。これは任期付公務員制度の関係で任命されているわけですが、司法制度改革関連でも任期付公務員として採用された会員は7名ということで、7月1日現在で57名の日弁連会員が組織内で活躍しているという状況です。

数年前から比べると格段に増えています。一方で企業内で働いている弁護士も130名を超えているという状況になりつつあり、いよいよ日本もいわゆるインハウスという方々が増えてきているという現状になっています。

組織の中、特に行政庁の中で弁護士がどういう役割を果たしているのかというのは、今まではあまり語られておりません。今回はその行政庁の中で働かれているご経験のある方々、また現実にもそういう弁護士を採用されてお使いになっている立場で、金融庁の総務企画局総務課から人事調査官にもご出席いただき、行政庁内部での弁護士の役割などについて、採用する側、される側の双方の視点から貴重なお話をいただきました。

## コメンテーターの紹介



鈴木 均 ●Hitoshi Suzuki  
金融庁総務企画局総務課人事調査官



小島 唯史 ●Tadashi Kojima  
金融庁総務企画局総務課



小出 啓次 ●Keiji Koide  
金融庁総務企画局企画課



増田 健一 (40期) ●Kenichi Masuda  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
アドミニストレーション・パートナー



伊藤 憲二 (49期) ●Kenji Ito  
H15.6～H17.6  
公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室にて勤務



池田 和世 (51期) ●Kazuyo Ikeda  
H17.5～  
金融庁総務企画局市場課にて勤務(現職)



太田 大三 (51期) ●Taizo Ota  
H15.7～H16.6  
経済産業省特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室にて勤務

## モデレーター



幸村 俊哉 (46期) ●Toshiya Yukimura  
(H17年度弁護士業務委員会副委員長)  
H11.1～H12末  
金融再生委員会事務局金融危機管理課にて勤務

## 司会



谷垣 岳人 (44期) ●Taketo Tanigaki  
(H17年度弁護士業務委員会委員)  
H12.6～H14.6  
金融庁検査局にて勤務

## はじめに

【谷垣】 本日のコメンテーターを紹介させていただきます。まず、金融庁総務企画局から4名の方においでいただいております。

現在、金融庁では相当たくさんの方の弁護士が任期付公務員として仕事をしておられるということです。そういう弁護士を受け入れる側の立場から受け入れの実態、あるいは問題点等々について、是非ともお話をお伺いしたいということで、おいでいただきました。

金融庁総務企画局の人事調査官でいらっしゃる鈴木さん、同局総務課の小島さん、同局企画課の小出さん、同局市場課の池田さんです。池田さんは神戸で6年間ほど弁護士をしておられ、今年の5月から任期付公務員として金融庁総務企画局の市場課で、主にいわゆる投資サービス法の立法作業に携わっていらっしゃるとお聞きしております。

増田健一弁護士はアンダーソン・毛利・友常法律事務所のアドミニストレーション・パートナーです。アンダーソン・毛利・友常法律事務所からは、これまでもたくさんの方が任期付公務員になり、また任期を終えて事務所に戻ってきておられるということで、今日は事務所の若手弁護士を送り出す立場、いわゆる法律事務所の経営者の立場からいろいろ本音のお話をお伺いしたいと思っております。

す。

伊藤憲二弁護士は当初、大阪で4年ほど弁護士をして、その後アメリカのワシントンに留学され、帰国と同時に平成15年6月から約2年間、公正取引委員会の事務総局官房総務課審決訟務室に勤務され、今年（平成17年）の7月から森・濱田松本法律事務所において弁護士業務を再開しておられます。

太田大三弁護士は丸の内総合法律事務所において4年ほど弁護士をされた後に、平成15年7月から約1年間、経済産業省特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室で、主に特許法の改正作業をされていたとお聞きしております。現在は元の事務所にお戻りになって弁護士業を再開しておられるということです。

今日モデレーターを務めて頂く幸村俊哉弁護士は、弁護士業務委員会の副委員長です。東京丸の内法律事務所において5年ほど弁護士をされた後、平成11年1月から約2年間、当時の金融再生委員会の事務局金融危機管理課にて課長補佐として勤務され、その後、事務所に戻られて弁護士業務を再開しておられます。

自己紹介と  
公務員時代の仕事

【幸村】 ただいまご紹介いただきました、弁護士の幸村です。

まず、金融再生委員会ではどのような仕事をしてきたかを

お話します。当時、長銀、今の新生銀行その他が破たんしましたが、その破たんした金融機関の処理をしていました。具体的には私はあおぞら銀行、当時の日債銀ですが、その譲渡交渉をしたり、譲渡に至るまでの管理をしていました。その後、関西のほうのなみはや銀行や幸福銀行などの担当をして、それらの管理などをしていたということです。

詳しくは『自由と正義』の平成13年9月号に原稿を書いていますので、そちらをご覧くださいと思います。

【太田】 弁護士の太田でございます。私は経済産業省特許庁の工業所有権制度改正審議室というところで1年間勤務しておりました。経済産業省全体で言えば、弁護士は何名も任期付公務員という形で勤務しておりましたが、特許庁は私で2人目、今現在3人目が終わりました4人目の弁護士が勤務しているところです。

特許庁というのは変わった官庁であり、具体的に言いますといわゆる文系の方だけではなく、特許審査官と言われる理系の方々、意匠審査官という美術系の方々、それから商標の審査官の方々。さまざまな職位と言いますか、いろいろな立場の方がいらっしゃいまして、その中に弁護士が加わるという形でした。

仕事の内容は、主に二つでした。一つには特許法を含めた工業所有権4法、特許法、実用新案法、意匠法、商標法

の改正作業と、もう一つは、法律問題のチェックや行政不服審査の審決のチェックなどの企業の法務部的な仕事でした。

経済産業省は評判がいいときもあれば悪いときもあるのですが、その下の特許庁はわりと自由な省庁になっておりまして、非常に働きやすかった1年間であったことを記憶しております。

**【伊藤】** 49期の弁護士伊藤でございます。私は平成15年6月から平成17年6月まで、公正取引委員会に勤めておりました。公正取引委員会というのは皆さんも新聞等で立入検査がなされたりすると報道されよくご存じかもしれませんが、独占禁止法という法律を所管している官庁です。

私が所属していたのは官房総務課審決訟務室というところで、なかなかこれを聞いてもイメージがわからない名前かと思えます。まず公正取引委員会の組織というのは、大きく分けて三つのパートに分かれています。一つは私が所属していた官房というところで、もう一つは審査局というところ、最後に経済取引局と、この三つのパートで成り立っています。

審査局というのが新聞等で報道される立入検査とか告発とか、そうした実際の違反事件の処理・審査を担当するところでございます。経済取引局というところは、ガイドラインを策定したり、あるいは法改正を担当したり、主に競

争政策を担当しています。官房は、それをまとめるところという感じになるかと思えます。

私が所属していたのは審決訟務室というところで、ここで何をやってたかということですが、まず公正取引委員会というのはいろいろな行政処分をやるわけです。競争を回復させるために排除措置というものを命じたり、あるいは課徴金を課したりするわけですが、まずそういう行政処分がなされる。それに対して事業者が不服であった場合、公正取引委員会内に不服審査手続があり、不服を申し立てれば裁判類似の手続が開始されることとなります。

そうした中で審判官という裁判官に類する職があるのですが、私の仕事の一つは、審判官の補佐をするという立場でした。審判手続は、裁判に類似する手続ですので、いろいろと手続上の問題であるとか、あるいは独占禁止法上の解釈問題が出てくるわけですが、そうしたものを法律的な立場から整理したり、あるいはアドバイスしたりする。そういう仕事がまず一つございました。

更に、もう一つ重要な仕事としては、公正取引委員会も訴訟に巻き込まれることがございます。いま申し上げた行政処分が行政訴訟に持ち込まれることもあるわけで、そうしたときの指定代理人という仕事もやっておりました。

最後に、私の在職時は、た

またま独占禁止法の改正が同時に進んでおりましたので、その関係で関係規則をいろいろ変更しなければいけないということがあり、審判規則等の検討にも携わっていました。大体そのような仕事をしておりました。

**【池田】** 池田和世と申します。私は今、金融庁総務企画局の市場課で課長補佐という職に就いております。金融庁は大きく三つの局がありまして、総務企画局という金融制度に関する企画立案等を行う部門と、監督局という監督業務を行う部門と、検査局という検査業務を行う部門があります。谷垣さんは検査局にいらっしゃったということですが、先ほど申しましたとおり、私は総務企画局におりまして、その中で市場課で勤務しております。市場課は、主に証券関係の制度に関する企画立案等を行う課になります。

私の本来の担当業務は、株券等の証券のペーパーレス関係の業務です。この業務では、まだ施行されていない「社債、株式等の振替に関する法律」についての政省令の整備等に携わります。ただ、これは「本来の業務」の話で、今はいわゆる投資サービス法の法案作業を兼務しておりました。大部分がこれに関する業務です。なお、投資サービス法のうちでは、主として民事責任部分を担当しております。

私はほかに、コンプライアンス対応室の室員を兼務して



おります。このコンプライアンス対応室の業務は、総務企画局市場課の業務とはまったく関係なく、金融庁が設けている窓口等に金融庁の法令等遵守に関する情報の通報があれば、その調査をする等の業務です。コンプライアンス対応室には弁護士等の法曹関係者が2名と、室長で大学の教授が1名おり、あとは外部の弁護士が1名おります。

具体的な仕事の内容については、私は、裁判例等の調査なども行っており、行政庁の中では、弁護士時代の延長的な業務を多く行っている方ではないかと思えます。ただ弁護士時代は訴訟等も取り扱っていたのですが、今はそういった業務がないという点では異なっています。

今担当している業務のことを主に申し上げましたが、私はもともと兵庫県の弁護士会に所属しておりまして、6年強そちらで弁護士をしておりました。その時代はあまり証券関係の業務は行っていませんでしたので、そういう意味では、今の業務は弁護士時代に取り扱っていた業務とまったく異なっております。なお、金融庁は外部の方が多く、また民間の方も多いところで、たいへん働きやすい、風通しのいいところで、大変楽しく勤務しております。

【谷垣】 幸村さんと同じようにもうずいぶん古い話になるのですが、私も平成12年6月から約2年間ほど、当時は金融監督庁と言いましたが検査

部、今は局ですが、そこに最初は非常勤職員ということで採用されまして、もっぱら金融機関のいわゆる検査をしていました。

【幸村】 続いて、増田先生の所属しているアンダーソン・毛利・友常法律事務所さんからは、複数、公務員として派遣していらっしゃると思いますが、どのような状況でしょうか。

【増田】 確かに複数行っているのですが、さほど多いということでもなく、過去は法務省1名、金融庁1名が行って帰ってきています。現在金融庁に2名行っているという状況だと思います。

## 任期付公務員制度

【谷垣】 先ほど任期付公務員制度というお話がございましたが、私が金融監督庁に入った当時は、まだそういう制度はございませんで、その後、平成12年11月に新しい法律ができて制度が導入されました。この制度について、ここで簡単に説明させていただきたいと思えます。

平成12年頃まで弁護士法で、原則として弁護士が報酬をもらって常勤の公務員になることは禁止されておりました。したがって例えば弁護士資格を持ちながら官公庁で働こうと思えば、私のように非常勤職員として働くか、あるいは幸村さんのように弁護士登録を抹消して公務員になる

ということしかなかったわけです。もちろん給料も一般の国家公務員の方とまったく同水準でございまして、私の場合、非常勤だったので日給月給で、月額で二十何万だったと思います。

そうした中で先ほど申しましたように、平成12年11月に「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」が新たに制定され、これに伴いましてこの法律に基づく「特定任期付職員」として採用された場合には、弁護士法の公務兼職の禁止の例外として認められるようになりました。

この法律に基づいて採用された人を一般に任期付公務員と呼んでいるわけですが、給料についてもこの法律で特例が定められて、通常の俸給表よりも相当高額な俸給表が適用されることになっております。したがって現在、弁護士が国家公務員になる場合には、この法律に基づくいわゆる任期付公務員となるケースがほとんどではないかと思えます。

現在、弁護士登録をしたまま任期付公務員になる場合には、日弁連の会規によって各单位会を通じて日弁連に公職の就任の届出をしなければならないことになっております。現在、相当数の方がこの制度を使って公務員になっているということがございます。

もともと弁護士資格を持ったまま公務員になれると言っ

ても、国家公務員法上、兼職制限、職務専念義務がございまして、別に弁護士業務ができるわけではありません。ですから弁護士登録を維持して弁護士会費を払い続けるのは仕事もできないのにばかりしいということで、実際には登録を抹消して任期付公務員になっている方も相当数いらっしゃるのではないかと思います。

## 公務員になった 動機ときっかけ

【幸村】 まず皆さんがどうして公務員になったのか。そういうきっかけとか動機についてお伺いしたいのですが、私のことを言いますと、当時は前例を聞いたことがなく、おそらく実質的な第1号だったのだと思います。二弁にも会派がありますが、私の所属している会派の理事者から「おいおい、幸村くん。ちょっとこういう人事の案件があるのだけれど、どうかね」と言われて、たまたまそのとき私は理事者室に何かの関係で行っていて、缶ビールを差し出されて、国家公務員になるという話があるのだけれどどうかと言われて誘われました。

弁護士を5~6年していると、そろそろ自分の仕事はこれでいいのかと悩ましく思っていました。ただ、私の場合、その当時は任期付公務員という制度がなくて弁護士の登録を抹消しなければならず、そうすると番号が若くなったり

して困ったなと思いましたが、国内留学のつもりで、良い経験になるかなと思い公務員になりました。

【太田】 いま幸村先生からお話がありましたが、私も5年目になっていまして、自分の仕事も余裕が出てきて、ちょっと勉強したいなということがありました。そこで一つ、今までと全然違った環境において、私の場合は1年ですが、勉強しようと思いました。

さらに本音の話をしますと、正直、弁護士としての業務に飽きてきていたというのがありました。当たり前の話ではあるのですが毎日同じ事務所に行って、同じメンバーと顔を会わせて、代わり映えのしない毎日が続いていく。そういう形からすると違う環境に自分を置いて、目先を変えてみようかなというのがありました。

私の場合は、幸村先生のように誰かから誘われた経緯があったわけではないのですが、当時、特許庁は弁護士会を通じてではなく、ホームページ等を通じていわゆる公募をしておりました。たまたま友人からこんな公募をしているんだよという話を受けて、じゃあ、とりあえず履歴書を書いてみようかなと。私は目先を変えるというところに目的があったものですから、別に絶対に特許庁だというわけではなく、いくつか出してみ、どちらからも「よければどうぞ」と言われたので、その中で最初に出したところに

行ってみようということで決まりました。

それで事務所にある程度迷惑をかけたりもしたのですが、それはそれとして、目先を変えてやってみて、新たな知識を得られるというのは、私にとっては非常にメリットだったかなというように思っています。

【伊藤】 私の場合はまず大阪で弁護士登録をして、4年間程度通常の訴訟等の国内業務を担当していました。4年くらいたってくると、先ほどおっしゃられたように若干ルーティンになってくるといふか、何かちょっと違うことがしたいなというふうに思うようになりました。

私はそこで直ちに公務員という道ではなく、留学のほうにまず目が行ったのですが、ちょっと目先を変えて勉強をしたいということで、留学をすることになりました。その当時所属していた事務所は、特段海外の仕事があるというわけでもなかったので、自分で情報収集してアプリケーションを提出し、何とか留学をすることができました。

留学をするといったん今まで担当して来たお客さんや仕事から離れて、自由な時間がある程度できます。そうするといろいろと自分のこれからのことを考えるようになり、周りを見ると、留学先では、いろいろなバックグラウンドの方がいらっしゃるわけで、そういう人の話を聞いていると多様な経験を持つことが非



常に大事なのではないかと思います。ようになりました。

特に米国人や日本以外から来ている留学生がいるわけですが、そうした人は何回も職を移って様々な経験をしている。米国人などは、弁護士といっても、時には政府に入ったり、あるいは民間のインハウスのカウンセルをしたり、そうした多様な経験を積んで法律事務所に戻っていました。そうすると自分ももうちょっといろいろなことを経験したい、世の中を違った角度で見たいと思ったのが、公正取引委員会への応募に至った動機です。

当時、私は留学しておりましたので、帰国に合わせて何とかそういう口がないかと、インターネット等を通じて探していました。独占禁止法については当時から非常に興味がありました。独占禁止法は米国の反トラスト法が母法です。アメリカにおいて独占禁止法は非常にプレゼンスの高い法分野で、大手の法律事務所では専門家が何人もいるという分野でした。

他方、日本では、少なくとも弁護士の間では、それ程メジャーな法分野ではなかったと認識しています。当時、アメリカの独占禁止法に触れて非常に興味を持ち、日本の実務はどうなっているのだろうということに興味を持つようになりました。そうした中である知人の方から公正取引委員会が弁護士を募集しているということを知りまして、そ

れであれば一度申し込んでみようかということで申し込んだのが経緯ということになります。

当時は留学中でしたので、帰国に合わせて1日ですべての面接を終わらせました。3～4人の方とお会いして、できれば入りたいのだという話をし、それだったら来てくださいということで採用されました。当時は既に2～3人の弁護士が公正取引委員会に入局しておりました、そういう意味では公正取引委員会のほうも弁護士の実情等についてある程度知識を持たれていたようで、すんなりと入ることができました。

**【幸村】** ありがとうございます。伊藤さんは海外留学に行って、その後国内留学に行ったという感じですかね。続いて池田さん、お願いできますか。

**【池田】** 私は、6年強兵庫県で弁護士をしておりました。私は弁護士になる頃から5年は腰を据えて一生懸命やり、5年経てば何らかの形で視点を変えることを検討してみようと思っておりました。このようなことから、弁護士になって5年ほどしてから、何らかの形で今までは視点の異なる業務に携わってみようかと考えだしました。ただ弁護士5年目では決心がつかず、さらに1年いろいろ検討していたというのが実情です。

私の事務所は神戸ではいわゆる名門事務所ではあったのですが、おそらく他のコメン

トされた方々とはだいぶ違っていて、ある程度規模の小さな事務所として、弁護士が5名のところでした。

5年もある程度規模の小さな事務所業務をやっていると、良くも悪くも自分の意見がかなり通ってしまう気がしており、更に弁護士としての能力をのばすためには何か新しいことにチャレンジした方がよいのではないかと、漠然とした思いもありました。

弁護士時代にはけっこうおもしろい仕事に関わらせていただいていると思っておりましたが、このようなことから一旦今までと異なる業務に関わってみようかと迷っておりました。このような中で、たまたま相談していた弁護士が、私が銀行関係の業務を取り扱っていたこともあり、金融庁で働いてみるのはおもしろそうなのではないかというアドバイスを下さりまして、金融庁に応募することを検討するようになりました。

私は弁護士時代に独禁法の事件を取り扱ったことがきっかけで独禁法関係の仕事にも大変興味を持っており、金融庁と公正取引委員会と両方考えていたのですが、先に募集していることを知ったのが金融庁でした。

知り合いのつてをたどって金融庁内部で働いていた任期付公務員の弁護士に相談をしたところ、とても仕事がおもしろそうであり、弁護士の知識も生かせるのではないかと

思い、また、新しい視野が開けること等で更に弁護士としての能力を伸ばすことができるのではないかと思い応募しました。なお、金融庁に応募したところ、今までほとんど関わったことのない証券関係の部署で働くことになりました。ただ、働きはじめてみると、それがかえってよかったと思っております。

**【幸村】** ありがとうございます。皆さん、5年たつとみんな違うことをやりたくなるというのが、どうも共通のようで、渉外事務所も海外留学に行かせるのはだいたいそれくらいなのでしょう。

**【谷垣】** 私の事務所では私より上の期の弁護士まではだいたい留学をしております、5年目くらいになると留学をしろという話になっていたのですが、どうも横文字が嫌で、それで7年目でしたか、8年目でしたか、国内のどこか、官公庁で留学と言ったら変ですが、2~3年やってまた戻ってくるようなところはないのかなということを考えました。

それで人事院のインターネットを見て、そこでたまたま金融監督庁がデリバティブとか、あるいは金融機関の法務関係の仕事に精通した専門知識のある人を非常勤職員で募集していました。弁護士という募集ではなかったのですが、まあ、いいかということで履歴書を送って、面接に来なさいということで面接に行きましたら「弁護士なのに、

どうして？」ということ言われました。「キャリア・アップのために応募しました」という趣旨のことを答えましたら、ずいぶん都合がいいねということ言われた記憶があります。

そんなことで私が入った頃はまったく金融庁さんのほうでも弁護士を採用するという雰囲気はなかったのではないかと思います。私自身も金融庁でどんな仕事があるのか、検査部で何があるのか、まったく知らないまま、何か金融機関に検査に行けばおもしろいことがあるんじゃないかという、非常におそまつな発想で入らせていただいたという経緯でございます。

現在では、非常に多くの弁護士が任期付公務員として金融庁に採用されているとのことですが、どんな職場でどんな仕事がなされているのかというあたりについて、人事調査官の鈴木さんから、お話しをいただければと思います。

## 金融庁での 任期付公務員

**【鈴木】** 金融庁で人事を担当しております鈴木です。

金融庁の場合、弁護士さんが現在でも約二十数名、在籍していらっしゃいます、その他に任期を満了して帰られた弁護士さんが20名弱くらいおられます。金融庁の場合、弁護士さんの方ですと法律の専門家として活躍していただける部門と言いますか、ポス

トがかなり多いということは言えると思います。

具体的に言いますと、例えば池田さんが担当していらっしゃるんですが、法案の作成、あるいは改廃の作業。毎年金融庁は法案を複数本、国会に出しております、そのための業務がたくさんあります。その他に検査局ですと、これは監視委員会もそうなのですが、谷垣弁護士なども経験されました、検査に行かれて金融機関のコンプライアンスのほうを見てもらうなど、そういう仕事もあります。

行政の監督局のほうですと、ノーアクションレターなどを見ていただいたり、あるいは行政を行う場合の法令上の適合性を検証していただくなど、そういう仕事もございますので、けっこう金融庁として弁護士さんに活躍していただけるような部門なりポストはたくさんあるのではないかと思います。

皆さん、任期が原則2年で来ていただいています。これは別に2年と限ったことではありません。皆さんの都合に合わせて1年でも結構ですし、最初から3年でも結構だと思います。いま来ていらっしゃる方がだいたい任期を満了しますと、またその仕事はなくなるわけではありませぬので、次から次へと替わりの方に来ていただかなくてはならないと思いますので、そういう意味では弁護士さんの働いていただけの場所がなくなることはないのではないかと考えてお

ります。

**【幸村】** まだまだ金融庁には弁護士を受け入れていただく余力がたくさんあるということですね（笑）。

これまで、公務員になる側と受け入れる側のお話をお聞きしたので、逆に送り出す側として、どうして事務所として送り出したいとお考えになっているか。その辺りを増田先生教えて頂けませんでしょうか。

**【増田】** 私の個人的意見ということでお聞きいただけるとありがたいのですが、今いろいろお聞きしていると5年くらいで飽きてくるという話がありました。私は40期なのですが、自分のことを振り返ってもそうかなという気がいたします。私の経験では18年弁護士をやっていて、やはりときどき飽きたような気がします。

実を言うと自分も任期付公務員になろうかなと思ったことが、2~3年前にあります。ただ私はどうもギリギリ、アウトくらいの年齢なのです。30代の方を求めることが多くて、もう40過ぎておりますのでなかなか難しいようです。皆さんが行かれた頃でしょうか、私がいま50期前後の方と同じくらいの年齢のときには、こういう制度がなかったので、そういう意味では非常にいい制度ができたというのが率直な感想です。

事務所として、行った人、行っている最中の人、あるいは帰ってきた人と話をして、

あるいは出してみてもどうかということでも申し上げると、私どもの事務所などはいわゆる企業法務、渉外業務を中心に業務をやっているわけです。先ほど金融庁の方からお話ありがとうございました。法案等の作成作業ということで、法律がどんどん変わっているのが現状です。

そういったことに追いついていくことは、まずそれ自体たいへんに難しい。そういった改正作業の内部に入り込むと何を議論してこうしたかということが如実にわかるわけですから、そういった知識を持った弁護士が事務所に帰ってくることは、正直たいへん役に立ちます。立法者の意見というものをセカンドハンドで手に入れるのではなく、本人の意見が聞けるということです。これはたいへん貴重な財産であると思います。

もう一つ非常に感じますのは、これは弁護士業務の宿命かもしれませんが、一つの事務所にずっと長くいて仕事をしていると、やや世の中の常識がわからなくなる面があります。同じ事務所の中といっても、もちろん依頼者の方にもお会いするわけですから、自分たちだけの独善的なルールでは回っていかないわけですが、しかし弁護士事務所というところは弁護士になった途端に、いちおうプロフェッショナルとして扱われるわけですから、通常会社、役所といった組織とはやや違う。

若い人で役所、官庁にお世

話になって帰ってきた人の話を聞くと、それは官庁によっても違うのですが、上下関係などが、割とすっきりしていて、その中で組織的な意思決定というものが行われ、意思の伝達が行われる。そういう組織としてのまとまりがきちっとあるところで働いた経験を持つことは、やはり企業法務に携わっていてもそういう組織がある会社を相手にするわけですから、そういう経験は非常に役に立つのではないかと思います。

配属された官庁で得てきた法律知識が弁護士業務復帰後に直接役に立つという場合がありますが、これも、新しく改正が行われるとまた変わってしまうわけで、そういう年限、言ってみれば賞味期限があるものかもしれません。が、弁護士というのはおそらく人間としての幅であるとか経験であるとかということが、だんだん仕事をしていく中で役に立つと言うか、依頼者に対してアドバイスをする上での判断などに影響を与える職業でありますし、そういったことを考えても非常に本人の経験としていいのではないかと思います。

その次にメリットとして挙げられる、実はこれは非常に事務所にとって大きいのですが、みんなが例えば金融庁さんに行きたい、あるいは外務省さんに行きたいと思っても、一人でやれることは限界があります。飽きたなと思って5年たって行っても、それ



でもっていろいろな官庁をはしごしていると、どこが自分の本拠地かわからなくなってしまう。

皆さん、今日お見えの方たちもある一定の期間、経験を積んでまた弁護士に戻られているわけです。それだけ弁護士業務というものが魅力的な職業なのだろうと思いますが、そういった弁護士業務を続ける中で個人として得られる経験の幅というのは、場所を変えて行うという意味では何でもかんでもできるわけではありません。時間には限界がある。

私どものような事務所で何人か行って帰ってくると、行っている最中にも何らかの形で話を聞くようにはしてい

ますが、経験をシェアできる部分が非常に大きいと思います。私自身は官庁にお世話になった経験はありませんが、誰かを送り出したときにいろいろ話を聞いたり、そういった機会に官庁の方にご挨拶にうかがったりして、いろいろお話を聞かせていただく。そんな形でも人間関係のネットワークも広がっていきまし、実際に行った人からいろいろな話を聞ける。

今日はやや皆さん緊張しています。私もこういう場なので緊張していますが、事務所の人間が行って帰ってくると本当の意味での本音が聞けますので、そういった意味でも非常に役に立つと思います。

ただデメリットがないかと

言うとそうでもなくて、官庁の方から事務所に対して誰かいい人はいませんかというお話をいただいたようなケースと、自分のほうで見つけてくるケースと両方あるわけですが、やはり自分で見つけてきて突然言われると仕事の引き継ぎの関係がございまして、困ることはあります。

ただ幸い私どもの事務所の場合、弁護士の数がかなりおりますので、ある程度の引き継ぎ期間を設けて申し出てもらえれば、そのへんの対応は十分可能というところです。<sup>14</sup>

(次号につづく)